

書 評 と 紹 介

大塚昌克著

『体制崩壊の政治経済学』

——東ドイツ1989年』

評者：山田 徹

本書は、1989-90年における東ドイツの体制崩壊の過程を、ゲーム理論を適用して「エレガントに」説明しようとするユニークな書である。戦後史の中で最も重要なドラマの一つである「ベルリンの壁」の崩壊から15年余が経過し、その間ドイツを中心とする内外の研究が蓄積され、またそれとも関連した体制変動の理論が洗練化される中で上梓された本書の試みは、研究書として時宜を得たものであろう。わが国では「ベルリンの壁」崩壊をめぐる諸事件の記憶はやや薄れつつあるが、その中でこの問題について粘り強く学問的営為を続けてこられた著者に対し先ず敬意を表したい。評者は現在東ドイツの研究に疎遠になっており、本書の論評の適任者とはいえないが、かつて同国の体制崩壊について一書を著したことがあり、その立場から以下では本書の紹介とその内容をめぐる若干の評論を行うことにしたい。

先ず内容についてであるが、本書は主として3部から構成され、第1部では体制崩壊に至る東ドイツを対象とするこれまでの研究が紹介されるとともに、また政治学・社会学・経済学の

領域における、政治変動ないし革命に関わる最近の諸理論の成果が整理されている。次いで第2部では、それらの理論のうち著者が表題の分析に際し主として依拠する合理的選択論ないし集合行動論の理論的枠組が紹介され、さらに分析対象の特殊性に由来する既存モデルの修正が筆者独自の観点から施されている。そして第3部では、以上から導出された理論モデルを分析の準拠枠として、「事例研究」としての東ドイツの体制崩壊のプロセスが整序され、モデル設定の際に提示された諸仮説の妥当性が検証されている。以下、より詳細にその内容を検討してみよう。

最初に言及しておくべき点は、著者には体制崩壊をめぐる一般理論構築への強い関心があり、また東ドイツを事例としてそれを試みた点に本書の最大の特徴があることだが、逆にその故に叙述の対象がやや狭隘になる面に留意する必要がある。第1部で東独の体制崩壊に主に関わる研究史の紹介があるが、崩壊原因論としての心理的、社会的、経済的説明は、「ある特殊な時点での急激な体制の崩壊」を解きえないものとして退けられる。同じく第1部の一般理論の紹介では、「戦略的アクター論」とりわけシュミッターとオドンネルの著名な体制移行論が高く評価されるが、ここでもなお、南アメリカや東欧のポーランド、ハンガリーの事例（体制・反体制エリート内のソフト派の「協定」による平和的な体制移行）とは異なる東ドイツ（およびチェコ・スロヴァキア）の体制崩壊の特殊性から、シュミッターらの議論に批判が加えられる。ここには著者の志向する一般理論における一般性ないし普遍性の程度の問題が残るように思われるが、この問題については、後の部

分でもう一度ふれることにしたい。

さて、著者が採用する主要な理論モデルは、「方法的個人主義に基づく合理的選択論」であり、第2部ではこの理論についての詳しい紹介と、既述のように対象の特殊性によるモデルの幾つかの修正と追加がある。この部分は著者によって「中核的部分を占める」とされ、本書の核心をなすとともに、また著者がもっとも苦心した部分でもあろう。このモデルは分析対象に密着して作成されているので、以下では、第2部とその事例研究である第3部とを一括して論じることにする。

本書でいう合理的選択論とは、何らかの目的をもってなされる行動の主体を利己的で合理的な（選択を行う）アクターとし、体制変動の過程で彼らが形成する集合行動をゲーム理論の手法を用いて分析・整序することである（評者はこの分野の専門家ではないので、おおよそのまとめでご寛恕いただきたい）。ここでユニークなのは、対象の特殊性に即して著者が通常の2者ないし4者ゲームのモデルを用いずに、(ア)反体制・体制アクターの2者ゲームを適用しながらも、その双方に①反体制分子（体制側では批判分子）、②日和見分子、③親体制分子（体制側では忠誠分子）という対称の形をとる類型を設定し、(イ)市民の運動とそれに対する体制側の対抗行動につき、上で類型化された合理的アクターの行動としてミクロのモデルを設けるとともに、(ウ)作用と反作用のタイム・ラグを伴う市民と体制の側の対抗行動を重視して、全体を俯瞰するマクロ・モデルを設定し、以ってマクロ/ミクロ・モデルの統一的理論により体制崩壊の力学を分析しようとした点である。

これは、東ドイツの体制崩壊が自壊ともいふべき一挙的な過程をたどったこと、具体的には、その決定的な要因となった市民の街頭行動が指導者のみるべき指導のないままに急速に拡大し

（「革命家のいない革命」）、体制の側もシュミッターらの想定したようなソフト派とハード派の分裂が現出する間もなく崩壊したこと、という事例の特殊性に由来している。西ドイツとの絶えざる競争にさらされ、体制安定の究極の要因であるソ連でゴルバチョフ改革が進行し、隣国のポーランドやハンガリーでも民主化が進められたことがその背景にあった。

著者はこの過程をふまえて、先ず市民の行動の開始と発展の力学を解明するために、ゲーム理論上の豊富な知識を援用して、参加者の間の「暗黙の調整」（口コミによる行動への参加）、制度化された象徴的日付（行動が選択される時点）、参加者の心理における「閾値」突破とそれが及ぼす「時流効果」（ある時点での行動参加者の飛躍的増加）などの概念に依拠し、データを用いて巧みに説明する。また、これに対抗する体制の側については、特に治安や行政の第一線にたって動揺する「日和見分子」を重視し、ここでも調査や回想に基づくデータを駆使して、彼らの忠誠喪失と離脱による体制の急速な崩壊を論証している。そしてこの過程では、当初の「非挑戦の均衡」（双方のプレーヤーが現状維持を選択）から「混合的均衡」（体制側が抑圧とその緩和を、市民側が挑戦と非挑戦を交互に選択）を経て「挑戦的均衡」（体制が独裁緩和を、市民側が挑戦を選択）に至り、体制崩壊が現実化する、とされる。

これらの理論部分の精緻な叙述に対し、実証面の記述はこの間の研究の蓄積を考慮するとやや手薄である。その中では、急激な体制崩壊のポイントとなった、市民と体制の双方の側の「日和見分子」に関する実証分析は説得的であり、また評者にはこの部分が最も興味深く感じられた。かつて評者は、94年に刊行した拙著のあとがきで、「統治の側に身をおいた者の…内面的な崩壊感覚は、体制が解体していく際にみ

えない形ではあるが（したがって検証することは困難だが）きわめて重要な役割を果たしたと思われる」と書いたことがあるが、体制転換後10数年を経てそれが論証されたわけである。これらに、ソ連介入の可能性についての「ソ連要因」、体制トップの認識の「選考偽造」（あるいはそれを支える側近や情報伝達者の「罰のがれ」の行動）を加えると、東ドイツの体制崩壊のプロセスは、著者の言葉と概念で一応説明され尽くすことになるのである。

そこで次に、評者が本書について感じた幾つかの疑問点について、これを要約的に述べておきたい。

一つは先に述べたように、本書で著者が作成した一般理論がどの程度普遍性をもちうるのかという問題である。著者は東ドイツの事例の特殊性に即して、例えばシュミッターらのモデルの修正と追加を試みている。シュミッターらのエリート重視の理論に対する批判は妥当だと考えられ、市民の行動についての先の3類型化は（後で述べる問題があるが）説得的であって他の事例にも適応されうるだろう。しかし体制側の行動の類型は東ドイツ型の短期的な崩壊については了承しうるとしても、南欧やまた東欧のポーランドやハンガリーの漸次的な体制崩壊の場合では、シュミッターらのモデルの方が妥当だということになる。モデルの普遍性に関わる同様の指摘は、対象の特殊性から案出された「暗黙の調整」、「象徴的日付」、「選択誤謬」や「罰のがれ」などの概念にもなされうるだろう。著者がいう一般理論の一般性については、いま少しの説明と整理が必要だと考えられる。

次に著者が立論の基礎にする合理的アクター論についてふれてみよう。

例えば一つの問題として、「反体制分子」が踏み出す「最初の一步」の問題がある。確かに、費用・便益に関する著者の計算式には、費用と

しての体制からの制裁・逮捕・負傷と、便益としての組織内名声や指導権の獲得などが織り込まれている。しかし、事はそのような計算式に収まりうるのだろうか。予測が全く不確実な状況の下で巨大なリスクを伴う孤独な行動に打って出るのは、通常の意味での合理的な行動とはいえない。そこにみられる決断と参加は、歴史や抽象的「人民」に対する使命感や正義感、犠牲を恐れない勇氣など計量化になじみにくい様々な要因から形成され、それらは哲学などでの考察の対象ともなる「投企」の行動である。そのような行動の質的な「意味」の解明は、歴史学にとどまらず社会科学一般にとっても重要な課題であり、またそこにそれらの学の面白さもある。無論、そのような行動も費用・便益の計算に最終的には分解しうるのだとすることも可能だが、何事も説明しうる論は、また時として何事も説明しえない論にはならないだろうか。

或いは、体制末期に東ドイツの最高指導者が行った選択の問題がある。彼らは権力者の常として自覚的に合理的な選択をした筈である。とすると、一見非合理的な市民の行動が最終的には「よい均衡」（ここには価値観が入るが）を生み、合理的であった筈の指導者の行動が彼らの体制の崩壊をもたらした。そうであれば、ここでは合理的選択論への依拠にはとどまらないより広い視点に立つ体制崩壊論がやはり必要だと思われる。例えばいま述べた狭い領域でも、「反体制分子」を人買いして彼らの影響力を減殺させた「西ドイツ要因」や、トップ・エリートの「老人支配」をもたらしたエリート補充の硬直性などが直ちに問題になる。評者が先に「叙述の対象がやや狭隘になる」と述べたのは、これらの点とも関わっている。

著者は、「補論」でも述べているように、東欧旧共産圏諸国における体制変動過程の比較研

究にも意欲を示している。しかしそこでは、著者によって一旦は退けられた政治学や経済学、社会学でのマクロやミドル・レンジの理論の援用が不可欠であろうし、また昨今研究が進んでいる日常生活史や社会史での知見から、あるいは体制崩壊期における市民の行動の類型が導きうるかもしれない。そのような総合的研究の中で、著者が用いたモデルに基づく分析は重要だがその一部になるだろう。著者は「理論的雑炊性」を厭うかもしれないが、複数のあるいは単独の筆者が、分析対象の異なるレベルで様々な理論的枠組みを用いて対象を分析するのは、

それ自体がひとつのメソッドになる筈である。

以上、幾つかの疑念も呈したが、先端的な理論紹介と実証分析とがともすると分裂しがちなわが国で、その双方を架橋して実証における厳密な理論適用のあり方を示した本書の試みはきわめて貴重であり、同書が本年の収穫の一つであることは異論のないところであろう。

(大塚昌克著『体制崩壊の政治経済学—東ドイツ1989年』明石書店、2004年12月、336頁、定価6000円+税)

(やまだ・とおる 神奈川大学法学部教授)

桜井書店

東京都文京区本郷1-5-17三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03)5803-7353 FAX (03)5803-7356 価格税別表示

池上 惇・二宮厚美 編

A5判上製・2600円

人間発達と公共性の経済学

〈人間発達の経済学〉の新展開

序章◎人間発達と固有価値の経済学

池上 惇

第1章◎人間発達を支援する社会システムの経済思想

柳ヶ瀬孝三

第2章◎現代の労働と福祉文化の発達

青木圭介

第3章◎CSR時代の株主運動と企業改革

森岡孝二

第4章◎人間発達と公務労働

重森 曉

第5章◎現代の国民生活とナショナル・ミニマムの意義

成瀬龍夫・二宮厚美

第6章◎持続可能な発展と環境制御システム

植田和弘

第7章◎ディープ・ピース——平和の担い手を育む

藤岡 惇

終章◎現代国家の公共性と人間発達

二宮厚美

岡田章宏 著

A5判上製・5800円

近代イギリス地方自治制度の形成

「地方自治の母国」といわれるイギリス——近代的な地方自治制度が形成される過程をとらえて、「公共性」を担う地方政府の登場と、この国に特殊な「行政」権の生成とを、実証的に追究する。

野村秀和 編

四六判上製・2400円

高齢社会の医療・福祉経営

非営利事業の可能性

「安心と信頼」「いのちの平等」の実現をめざして、非営利事業経営に提言する。

遠藤公嗣著

『賃金の決め方

——賃金形態と労働研究』

評者：小越 洋之助

はじめに

民間大企業では、正社員のリストラと併行して、成果主義賃金に代表される賃金形態が広がっている。このような状況は、雇用労働者や労働組合の関心を賃金水準から賃金形態に移行させている。また、女性の賃金差別問題への対抗から、賃金形態問題への関心も大きくなっている。このような視点の移動を背景として、最近では研究の分野でも久しく途絶えていた賃金形態論に問題関心が当てられるようになってきた。

本書は日本の労働研究において、賃金形態論研究が永らく途絶した原因を著者なりに解明し、賃金形態論の復活を志向するべく、著者が賃金形態分類・試論を試みた書である。また、労働研究として、小池和男氏の業績を系統的に批判している書である。

本書の構成は以下のとおりである。

第1章 賃金形態論の途絶—小池和男「賃金の上がり方」論—

第2章 賃金形態論の復活—石田光男と熊沢誠

第3章 労働統計調査における賃金形態の分類

第4章 賃金形態の分類・試論

補論1 学会動向：今日の賃金問題

補論2 研究サーベイ：賃金

補論3 書評：野村正實著『知的熟練論批判—小池和男における理論と実証』

一、本書の概要

本書の概要を第1章から4章について以下要約してみたい。

第1章では、著者は戦後において賃金形態論研究がなぜ途絶したのかについて、その大きな理由が小池和男氏の労働研究にあった、という観点から、小池説批判を細部に渡って展開している。同時に著者は賃金形態論を精力的に展開してきた故舟橋尚道氏の問題意識や業績を再評価するという形で復活させている。また、著者は氏原正治郎氏の賃金形態と雇用は表裏一体の関係にあるという視点を積極的に評価している。

このような視点から、1960年代までの賃金形態論をめぐる議論を整理し、つぎに賃金形態論の「途絶」を導いたとされる小池和男氏の賃金の「上がり方」論を系統的に批判的に検討している。いうまでもなく小池氏は「賃金の上がり方」と「決め方」を区分した先駆者である。賃金形態論、体系論は「決め方」に属する事柄であるが、著者はこの点を評価しつつも、小池説が「上がり方」を強調し、「決め方」を軽視していったこと、このことがその後の賃金形態論の「途絶」に大きな影響を与えたこと、さらに小池氏の当初の仮説（年功制＝独占段階一般説。その後小池氏は「知的熟練論」に仮説を変更する）について、この点を当初から批判したのは舟橋尚道氏であったが、舟橋氏の見解は当時では少数派であったとして、舟橋氏の再評価を試みている。さらに著者は舟橋・小池論争、舟橋氏の隅谷三喜男氏批判を紹介しつつ、「イギリス銀行員の賃金表」を引用して、小池氏の資料の取り扱いにおける「完全な誤り」を徹底して批判している。

第2章では、石田光男氏が『賃金の社会科学』（1990年、中央経済社）において提示された「賃金の類型論」および熊沢誠氏が『能力主義と企業社会』（1997年、岩波書店）において「さまざまな賃金支払いシステム」として提示した分類についてその「意義と限界」を指摘して、遠藤氏のコメントを付している。ここでの総括が第4章における著者の分類・試案に接続している。石田氏が提示した「製造業現場労働者の個別企業内の年齢別賃金のカーブ」の類型は、日本や欧米諸国における労働組合規制の度合を基準に歴史的関係のなかで類型化を試みたものであるが、著者はこれが「主要な賃金形態のすべてを分類していない」として、とくに「仕事に賃率がくっついている賃金制度」を問題にする。そこでの主要な批判点は、能率給、範囲職務給という賃金形態論上重要な位置にあるものを分類していない、という点である。能率給、範囲職務給の欠落は、石田氏が「上がり方」のちがいで類型化したという方法論上の「基底の難点」があり、それは小池和男氏に影響されていた、とみる。なお、著者は石田氏の「観念的社会科学観」をも祖上に上げ、これを批判している。著者によれば、この「観念的社会科学観」については石田氏だけでなく、小池和男氏にも及んでいる。とくに小池氏が「知的熟練論」の根拠とした「仕事表」を取り上げ、執拗に、かつ徹底的に批判している。

つぎに、著者は熊沢誠氏が提示した「さまざまな賃金支払いシステム」のモデルをも総括している。熊沢氏が提示したモデルとは、縦軸は賃金の支払い方法が潜在能力か顕在能力かで区分され、横軸が「労働者個人に対する評価」か「労働者の集团的属性に対する評価」で分けられている。そして、これを組み合わせた4つの象限のなかにこれまでの賃金形態を分類する方法であった。著者は縦軸すなわち「何によって

賃金を支払うのか」についての評価は、石田氏の分類が「上がり方」であったのに反し、熊沢氏の区分は賃金形態の区分として、「正当である」として高く評価する。他方で熊沢氏の区分における潜在能力か顕在能力かについては異論を唱える。この総括は、第4章における著者の「職務基準賃金」と「属性基準賃金」の二大区分、すなわち「職務の価値または職務の成果に対して支払う賃金形態」と「労働者の属性に対して支払う賃金形態」の提示につながる。著者は熊沢氏の分類の横軸についても「年功的職務給（レンジレート）」の位置づけは問題であり、これでは範囲レート職務給と職能給の区別ができないとしている。これは熊沢氏が「小池氏の悪影響を受けた結果」と推測し、「労働者個人間での賃金差をつける方法」をもっと重視すべきであるとしている。ではどのような方法で労働者個人間に賃金額に差をつける方法があるのか。著者の分類によれば、「範囲レート職務給」・「職能給」・「出来高給・能率給」それぞれによる人事査定がある、とする。

第3章では、当局が行った労働統計調査における賃金形態調査の分類の特徴と問題点を指摘し、その今日の改善策を提示している。著者はその分類の基準を「定額制・出来高払い制」分類と「仕事給・属人給」分類に分け、それぞれについて戦前、戦後における特徴とその変遷を丹念にフォローしている。例えば、「定額制・出来高払い制」分類における「定額制」でも戦前は明確な決定基準がなく、使用者側の裁量幅が大きい「決め方」であった。戦後調査の「定額制」は「ある時間を単位にとる賃金」に変化し、「決め方」との関係は「ゆるやかに相関」した。他方、「仕事給・属人給」分類においては、著者はその長所と欠陥を指摘している。長所は賃金形態を「仕事給型」「属人給型」に二大区分できたことであり（この点は第4章の著

者の「職務基準賃金」と「属性基準賃金」の区分による試論に接続する)、欠陥については、職能給を「仕事給型」に分類していることなどが指摘されている。結論として、著者は「定額制・出来高払い制」分類と「仕事給・属人給」分類も「どちらの分類も重大な欠陥があって、有用度が低い」し、「賃金形態の分類とは何かについて、多くの人々の理解に混乱をもたらしている」として賃金形態を分類する基準の明確化を主張している。

第4章は、これまでの研究史や当局の統計調査における総括をふまえて、著者が独自に賃金形態の分類・試論を展開しており、本書の最も核心となる部分である。

著者は賃金形態の分類の、第一基準として、「何にたいして賃金を支払う形式をとるか」(what)を大分類として、「職務基準賃金」と「属性基準賃金」を設定する。(「職務基準賃金」は「職務の価値給」と「職務の成果給」に分けられる。)そして第一基準の「何か」を「どのように測定し、定義するか」(how)を第二基準として、これにより、さまざまな賃金形態を小分類として分ける。

この章における著者の賃金形態分類は、著者の記述だけでは全体を理解するのが容易でないと思われるので、評者は文章の末尾にある表のように整理してみた。

表中、「職務の価値給」に属する範囲レート職務給については、著者はこれを職務給の典型であるとし、時間単位給が職務評価制度と人事考課制度が結合し「近代化」された制度と位置づけている。そしてその発展の契機に賃金差別是正への対応の要因を挙げている。また、「職務の成果給」における「時間割増給」は「職務の価値」給の形態に翻訳された「職務の成果」給としている。なお、「職務の成果給」は主としてグレイカラー、生産労働者であるが、表中

の「変動給」はホワイトカラーが主であるとする。

この章では、以上の著者独自の分類を提示しつつ、1990年代以降のアメリカの新動向も指摘している。第1は、「変動給」(variable pay)の広範な適用、第2は、コンピテンス基準賃金(competence-based pay)の登場、第3は直接生産労働者の技能給(skill-based pay)である。第1は企業全体、企業内一部門、あるいは労働者個人の達成した成果で賃金を一時的に払うか、賃金を上下させるもので、ボーナス、利潤分配制度、利益分配、報賞金、株式付与を指標に挙げている。第2は日本では「コンピテンシー」(成果として現れる能力)として近年の日本の大企業にみられる方式である。職務基準が据わっているアメリカにおいては「人に支払え、職務に支払うな」のスローガンの下、賃金改革を志向する動向であるとされる。著者によれば、コンピタンスの概念は「一般的特徴」「水面下の特徴」と、「特定された課業・役割を達成する知識・技能」という2つの考えがあり、それは日本の属性基準賃金・職能給を「アメリカ風に修正して」考案したものと位置づけている。他方で、日本の場合は職能給への回帰を回避すべく成果の達成に直結した能力を含意し、そのためにコンピタンス基準賃金が日米でめざす方向は逆になっている、と指摘している。この日米の最近の賃金形態動向比較における遠藤氏の評価はたいへん興味深いものがある。

関連して、著者は日本における新動向として、①年俸制②年俸制以外の「成果主義改革」③公務員の賃金制度改革④非正社員における時間単位給の急速な量的拡大の4点を挙げ、例えば②では、その指標として定期昇給廃止、ボーナスの変動性への変更、情意考課の縮小・成績評価要素の増大、家族手当、住宅手当の廃止、ストックオプションの模倣を挙げている。それぞれ

の特徴を指摘している。ここでは①と②における成果主義化について、著者が提起した分類上、それをどう整理すべきか、について試論的展開を行っている。

二、本書の感想

1、賃金形態分類に関連して

著者は第3章において賃金形態調査の分類の特徴と問題点を指摘していた。日本の賃金形態の統計は、とくに仕事給の分類について理解しがたく、同時に最近の成果主義賃金化という情勢の変化への「不適合」が生じていると評者も感じていた。そもそも賃金形態という伝統的な概念のほかに日本独自の賃金体系という概念がある。日本の賃金支払い項目の組み合わせ・賃金決定基準の複雑さという実態そのものとともに、賃金形態と賃金体系の関係を明確に関連づけることが理論面でも遅れている。著者の指摘のように、職能給は「属人給」（著者の表現では「属性基準賃金」）であり、年功的属人給を能力主義的な査定強化型属人給に改変したものである。現在の労働統計では依然として職能給を「仕事給型」に分類している過ちを犯しているという著者の評価に評者も同意する。また、年俸制を時間単位賃金だけに分類できない現状、あるいはパートタイマーなどの非正規雇用の賃金形態を分類していないことなど、多くの難点がある。これらの著者の指摘はそのとおりであると思う。

第4章における賃金形態の分類は、著者が従来の分類にあきたらず、みずからの「試論」を提示した点で興味深いものである。『資本論』の賃金形態論における「時間賃金」「出来高賃金」を原型形態とし、これにその後の歴史的展開で登場してきた賃金形態、さらには現代の賃金形態の発展を位置づけようとする著者の試みは意欲的である。とくに「職務基準賃金」と「属性

基準賃金」を分け、「職務基準賃金」を「職務の価値給」と「職務の成果給」に分類していることなど、著者のオリジナリティが出ている。成果主義賃金化という現状のなかで、著者がこれを賃金形態上どこに分類するかについて試みていることも本書の重要な貢献である。

ただし、著者の提示する分類において、著者の評価が定まらず、迷っている個所も散見される。例えば、日本型年俸制は日本では成果主義賃金と位置づけられているが、著者はこの「多くは2つの賃金形態を複合する」としてアメリカのコンピタンス賃金の模倣の側面では「職務の価値」給に近づき、目標管理制度・自己申告制度の活用では「職務の成果」給を行うと評価している。また、「役割給」を評価し、「職務基準賃金を志向するかもしれない賃金形態」として位置づけている個所である。

評者は著者が「変動給」として分類している部分に、成果主義賃金と称されるものの日米の共通性をみることができた。また、日本で成果主義賃金と称しているものが、古典的な賃金形態の基本形態—時間賃金と出来高賃金—のいずれかに属するかについては、評者は時間賃金形態の土壌の上に出来高賃金の要素を導入したと解釈している。

これに関連して、著者の分類で筆者が疑問に思うのは、「職務基準賃金」においては「職務の価値給」と「職務の成果給」（評者はこの二分類をここでは「中分類」としておく）に対応して「小分類」が詳細に分類されているが、「属性基準賃金」には「中分類」がなく、大まかな「小分類」だけとなっている。この分類でよいのか、という疑問がある。現在、日本で広がっている成果主義賃金の形態は、著者が分類する職務ないし役割要因を前提とした成果主義賃金ばかりではなく、属性基準型成果主義（職能給型成果主義）もある。著者の区分ではこの

形態を分類できない。「属性基準賃金」にも、「属性の価値給」「属性の成果給」という「中分類」が想定可能なのではないか、ということである。

2, 「賃金形態論の途絶」と小池和男氏

への批判に関連して

評者は、本書において、著者が小池和男氏を中心としてアカデミックな批判・論争を展開していることのなかで浮き彫りにされてきた論点の解明については多に学んだ（例えば、いわゆる内部労働市場の概念の日本的輸入など）。この点については、野村正實氏が精力的な小池氏批判を展開しており、著者も野村氏のスタンスと著しい親和性がある。

本書では「賃金形態論の途絶」と関連して、舟橋尚道氏を再評価し、小池和男氏を徹底的に批判している。舟橋氏の再評価の個所を読むと、時代やテーマによって総括の視点や評価が変わることを改めて認識させられた。それと関連して、著者は氏原正治郎氏の賃金形態と雇用慣行は表裏一体の関係にあるという指摘を高く評価し、この視点を重視している。この指摘は慧眼であると思う。著者はアメリカにおける範囲レート職務給と剰員解雇、職務の配置転換と関係させ、日本の職能給を長期雇用と配置転換の柔軟性と結びつけているが、この視点は重要である。最近の成果主義賃金化はひとえに賃金形態の変化だけでなく、雇用の流動化や雇用形態の多様化と不可分に進行している。評者の言い方では、正社員の年功賃金・職能給を崩すには、正社員という雇用のあり方自体を転換させるという財界の政策転換を抜きには評価できない、ということになる。

舟橋氏の再評価とは正反対に、再三の小池氏批判は、小池氏は社会学者として失格である、という内容に等しい記述を含め、完膚なきまでに行われている。副題のタイトルの後半部分

「労働研究」の内容は、事実上小池氏批判に置かれている、と言っても過言ではない。それは著者のレーゾンデートルであり、そのこだわりは理解できるものの、批判の仕方は細部にわたってくどい感があり、批判相手である小池氏の側からの明白な反論があればこのようなアカデミックな論争も盛り上がるのであろうが、肝心の小池氏の反論がもし登場してこなければ、このような批判がどれほどの意義があるのか、という素朴な疑問が湧いてきた。本書の上梓を機会に、小池氏とそれを支持する意見からの反論の登場を期待したい。

なお、3つの補論は、著者がそれぞれの時期において、賃金形態や労働研究における学会動向、研究動向について掲載されたものを収録したものである。それぞれの文章が賃金形態と小池和男氏批判と関連した記述が多く、この著者のタイトルと関連した問題意識が披瀝されている。とくに「補論2 研究サーベイ」は意義がある内容である。しかし書評などの形式を含めて補論という形式で本書に収録することについて率直に言って評者は違和感を抱く。ここでの内容は、それぞれが本書の表題「賃金の決め方—賃金形態と労働研究」に密接に関連しているものであるから、全体を書き直して「賃金形態と労働研究の研究動向」とでも題した独立の章にすべきではなかったか。

付記すれば、「賃金形態論の途絶」は現実の動きとどの程度かみ合っているのか、それを小池氏の影響だけ抜き取って議論するのは小池氏の影響の過大評価ではないか、とも感じられた。もちろん著者の議論はあくまでもアカデミズムのレベルであるから、このような評者の感想は噛み合わないことは承知である。しかし運動の側が賃金形態への関心を後退させたという時代状況も研究者の問題関心に影響した、という現実も無視できないのではなかろうか。評者の理

解では、「賃金形態の途絶」の時期は、インフレを背景に、労働組合の賃上げ闘争がうまく回転していた時期であり、賃金カーブが右肩上がりになれば、賃金形態・賃金体系はそれに合わせて変化させる（複雑化する）という時期ではなかったのか。労働組合の政策もベア重視、あるいは標準労働者ポイント要求、年齢別最低保障賃金の要求として賃金形態・体系問題への関心は「従」であった。高度成長期における初任給の急上昇、それを背景とした組合の団結要素は、生活給の維持、年齢・勤続年数基準の年功給の上昇にあり、同時に査定排除に運動の関心があった。査定排除政策の現実には職務給、職能給導入で結果的には成功しなかったが、当時は全体として賃金水準に労働者・労働組合の関心が寄せられたために、賃金形態論の意義の後退があった、と理解できるのではなかろうか。

3、その他の論点

以上が本書のタイトルに関連した感想である。その他、気になった点を若干指摘して責に代えたい。

第1は賃金体系に関連して、著者のスタンスは「属性基準賃金」である「生活給」に否定的で、電産型賃金体系における「生活保障給」の本人給を「男性労働者の加齢」の増加、「その扶養する家族の生活費」に応じて支払うという、家長制的家族賃金の「原型」として評価しているようであるが、この評価には評者は異論がある。電産型賃金体系は男女共通の「性に中立的な」生活給体系であったのではないか。

第2は、評者は著者がみずからの仮説を展開していくなかで、実践的提言をしている箇所には飛躍があると感じていることである。例えば、著者は日本も1990年代以降の「企業間競争の高速化と広範化が『職務基準賃金』への移行とそれに密接に関連する雇用慣行への変化を企業に強制し」この強制によって「多少とも『職務基

準賃金』への移行が進むならば、同一価値労働同一賃金はそれだけ実現しやすくなるであろう」(32ページ)と述べている。著者の認識では日本の伝統的な「属性基準賃金」では同一価値労働同一賃金は実現できず、これを変革する成果主義賃金化は雇用慣行の変化(終身雇用の転換)を伴い、同一価値労働同一賃金実現の条件を生み出すと理解していると思われる。しかし評者によれば、この見方は日本で進行している現在の方向の正確な認識ではない、と考える。すなわち、日本における成果主義化は厳密な「職務基準賃金」への移行ではないこと、いわば「属性基準」を残した職務基準賃金化であり、別言すれば、裁量的配置管理の弾力性を留保した「日本的アメリカ化」である。評者によれば、その条件における同一価値労働同一賃金の実現は、裁量的配置管理を容認する人事考課規制と企業横断的賃率形成にあると考えている。(詳しくは拙著『終身雇用と年功賃金の転換』2006年1月刊、ミネルヴァ書房を参照)

そのほか「非正社員への時間単位給の普及は特有の雇用慣行の定着以外に同一価値労働同一賃金原則への展望を開く」(161ページ)とも述べている。非正社員は時間単位給で支払われるから、それは「職務の価値給」であり、同一価値労働同一賃金は、「職務の価値給」でなければ成立しない原則であるから、パート、派遣、請負、契約社員などその雇用形態の変化のなかでの存在の広がりがある同一価値労働同一賃金を実現する条件を拡大する、との認識であろうが、詳細は省くが、この点にも評者にはまだ十分理解できない論点がある。

以上は評者のいささか身勝手なコメントであるかもしれないが、成果主義賃金が広がり、賃金形態論に問題関心の重点が移行するなかで、人事査定の専門家の遠藤氏が本書を著した意義は大きい。本書の上梓を契機にして、今後、学

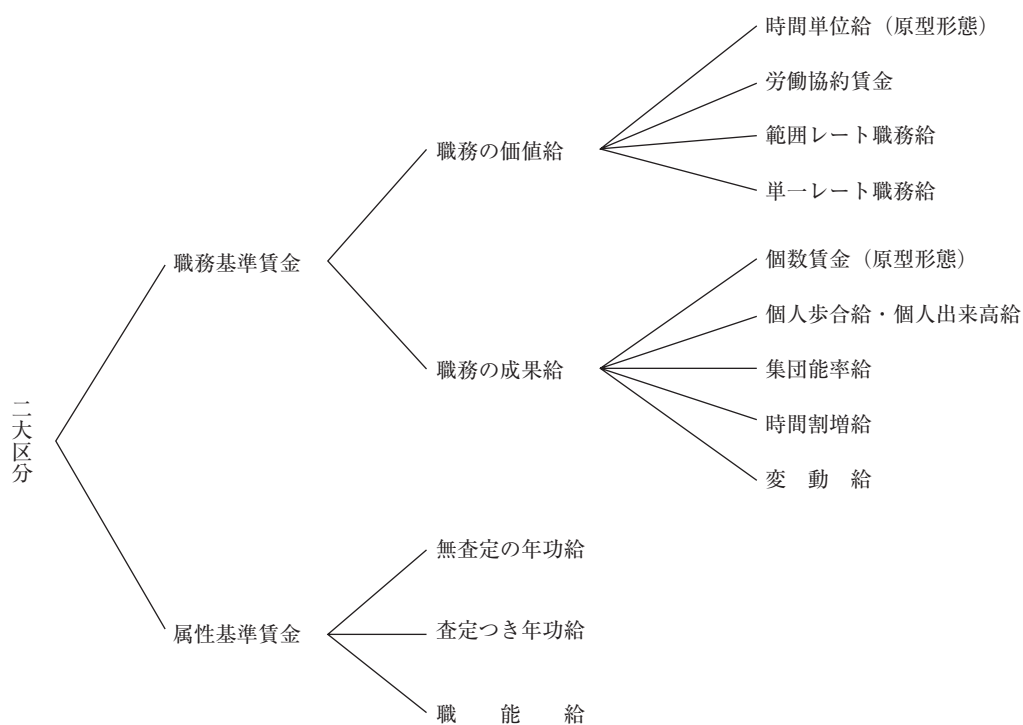
会レベルでも現場でも活発な意見が交流されることを期待したい。

(遠藤公嗣著『賃金の決め方—賃金形態と労働

研究』(ミネルヴァ書房, 2005年6月, vi+233) 頁, 定価2800円+税)

(おごし・ようのすけ 國學院大學経済学部教授)

表 遠藤氏の賃金形態分類



宮田加久子著

『きずなをつなぐメディア』

——ネット時代の社会関係資本』

評者：野村 一夫

■本書の意義—社会関係資本への注目

インターネット研究において、一つの要となるのが、オンライン・コミュニティにおいていったい何が生じているのかという問題である。その微視的なやりとりの仔細ではない。それが社会においてどのような効果を持っているかという問題である。これがなかなか検証できないというのが従来のインターネット研究のネックであったと思う。

そんな中で本書を読んで、問題圏が明確に見えてきたような思いがした。それは、本書が二つのテーマの関係について研究していたからである。一つはインターネットのオンライン・コミュニティ、もう一つは社会関係資本である。そのため、インターネット論としては独自の視点からのユニークなものになっており、社会関係資本の研究としても特異なものになっているのだが、とりわけ社会関係資本概念の導入によってインターネット研究はその社会的効果を明確に議論できるようになったと言ってよい。

■本書の概要

本書の概要を追ってみよう。

第一章「社会関係資本とは何か」では、研究史をたどりつつ、コールマンやパットナムやリンの社会関係資本研究を整理して、社会関係資本

本を「信頼や互酬性の規範が成り立っている網の目状の社会ネットワークとそこに埋め込まれた社会的資源」（22頁）と定義する。信頼には「厚い信頼」と「薄い信頼」があり、前者は特定の他者に対する個別的信頼であり、後者は一般他者に対する一般的信頼である。後者が広い協調行動を促進する点で注目される。

第二章「情報縁—インターネットでつながるきずな」では、電子メールによる交流型のコミュニケーションと、オンライン・コミュニティとが検討されている。前者においては、携帯メールとの比較において、PCメールが弱い紐帯を含めた多様で広いネットワークと関連が深く、携帯メールは近くにおいてサポートしてくれるような強い紐帯をつなげている。

それに対して、オンライン・コミュニティにおいては、多様な資源が蓄積されるが、コミュニティによってさまざまである。強い紐帯を強化して同質性の高い資源を蓄積するという結束型社会関係資本を形成することもあれば、弱い紐帯を拡大した多様性の高い資源を保有する橋渡し型社会関係資本を形成することもある。結束型は対面的なコミュニティでも可能であることを考えれば、インターネットの特性を生かすのは橋渡し型である。しかし、オンライン上においても、コミュニティの参加者間の紐帯が強まるにつれて資源の同質化が生じ、コミュニケーションを促進するとともに、排他的にもなる。結束型への傾斜があるということらしい。そこをどのように開放的なものにしていくかが運営上の課題になるわけである。

第三章「オンラインでの互酬性の規範と信頼の形成」では、オンライン空間においていかにして協力が可能かが問題にされている。もともとオンライン・コミュニティでは「ただ乗り」が生じやすい。多くの人が、あえて情報提供などの労をとることをしないのである。ここで生

じているのは、非協力の利益が特定個人に独り占めされ、非協力の弊害が集団全体に拡散する公共財型のジレンマである。

コロックによると、このジレンマを乗り越えるためには以下の六つの要因が必要であるという。(1)一般化された互酬性への期待、(2)オンライン・コミュニティへの愛着や関与、(3)他者への共感的関心、(4)アイデンティティの表出、(5)自己効力感、(6)コンサマトリー性の動機づけ。自分の献血行為がいつか自分にも還ってくるであろうと期待するように、集団やコミュニティにおいて、自分の貢献がいつか何らかの形で還流するという信頼が「互酬性の規範」である。これは橋渡し型社会関係資本の一形態である。

著者は、これらの要因を二つのオンライン・コミュニティの調査によって確認している。消費者間オンライン・コミュニティとオンライン・セルフヘルプ・グループである。後者は育児サポートのコミュニティの調査について報告されている。

前者では一般化された互酬性への期待が見られ、橋渡し型社会関係資本の形成が確認された。匿名性が高く、コミュニティへの関与が低く、対等の立場でのコミュニケーションがなされているコミュニティの場合、開放的で弱い紐帯が形成され、一般化された互酬性の規範が形成されていると考えることができる。

それに対して、後者においては、悩みを公開することで参加者はコミュニティへの関与が高くなり、強い紐帯が形成されやすい。資源の同質性が高く、ともすればネットワークが閉鎖的になる傾向性があるという。

このようなオンライン・コミュニティにおいて、信頼は重要な役割を果たす。とりわけマクロレベルでの信頼（一般的信頼）が重要である。これがあれば、個人が利益を得る機会が多くな

り、協力活動を活発化するからである。この種の信頼を形成しようとするのが「評判システム」である。オークションサイトやエキスパートサイトや商品レビューサイトで採用されている評判システムは、過去の言動を評価して現在進行中の言動が信頼可能かどうかを査定する点ではサンクションの役割を果たす。しかし、肯定的フィードバックが圧倒的に多くなる点などの問題がある。

第四章の「社会関係資本が変える暮らし、地域、社会」では、オンライン・セルフヘルプ・グループの効果が社会関係資本との関連で評価されている。基本的にはエンパワーメントになっているとの評価であるが、社会関係資本の影響についても言及されている。

第五章の「社会関係資本の豊かなインターネット社会を目指して」では、オンラインとオフラインの連携の重要性が指摘されている。そして、インターネットを用いて社会関係資本の豊かな社会を築くためには、個人レベルではメディア・リテラシーの育成が必要であり、集団レベルでは水平なネットワーク構造を持つ集団が作られていく必要があり、適切な公共政策が必要だとしている。以上が本書の概要である。

■社会関係資本概念とインターネット論

インターネット論として評価すると、オンライン・コミュニティの社会的効果について社会関係資本概念を導入して議論に明確な準拠枠を用意したこと、そして「互酬性の規範」や信頼概念によってコミュニティを評価する試みを行っていることが新鮮である。ごく最近、刊行されたものでは、池田謙一編著『インターネット・コミュニティと日常世界』（誠信書房、2005年）においても社会関係資本と関連させる議論が見られるが、しばらくはこのラインの議論がインターネット論を引っ張っていくだろう。

私もパットナムの社会関係資本の考え方に影響を受けて『未熟者の天下』（青春出版社、2005年）を出したばかりだが、一種の公共哲学・社会構想論として社会関係資本の議論は注目に値する。これは一種のコミュニタリアンの論調に組するもので、グローバリゼーションの容赦ない津波の中でいかにして「社会」を再創造するかを考えるとときに有力な「導きの糸」になる。そして、インターネット上のさまざまなコミュニティは新種の「中間集団」として、NPOやボランティアと並んで、かなり重要な役

割を果たすものと考えられるのである。私自身としては『インフォアーツ論』（洋泉社、2003年）で抽象的・実感的にしか議論できなかったものが何であったかがよくわかり、大いなる収穫であった。

（宮田加久子著『きずなをつなぐメディア—ネット時代の社会関係資本』NTT出版、2005年3月刊、221頁、定価2800円＋税）

（のむら・かずお 国学院大学経済学部教授
法政大学大原社会問題研究所研究員）

●「流動化する世界経済」と「混迷化する日本経済」への分析視角を確立！
村上和光・半田正樹・平本厚編著 菊判・三三四頁・五〇四〇円（税込）

転換する資本主義：現状と構想

第1部 現代資本主義とグローバル化

1 情報資本主義としての現代資本主義……半田正樹
2 グローバル資本主義の幻影……村上和光
3 現代にとつて貨幣とは何か……国際通貨の行方……石橋貞男
4 資本主義の生産の総過程と有効需要の原理……亀崎澄夫
5 エレクトロニクスと現代資本主義・支配的産業の歴史的位相……平本厚

第2部 転換期にたつアジアと日本

6 日本の「長期不況」と産業・消費構造の変容……栗田康之
7 バブル崩壊後における日本経済の長期低迷と企業金融の変容……工藤昭彦
8 アジア経済の成長構造とリスク……藤田孝雄
9 日本型福祉国家の特質と限界——後発資本主義国へ成熟社会——……斎藤忠雄
10 イギリス新自由主義の政策体系……越智洋三
11 スウェーデン福祉国家システムの再編とその歴史的意義……岡本英男
12 もう一つの道E.U.の基底にあるもの——社会的市場経済——……高橋英男
終 転換期の資本主義とオルタナティブ——経済学方法序説——……大内秀明

●「効率的の相の下」に開発を優先する「資本の文明化作用」を批判する
内田弘著 AS判・三七二頁・三二五〇円（税込）

新版『経済学批判要綱』の研究

資本主義が意図せずして「真実の富としての自由時間」の可能性を生みだしてゆくダイナミズムを解明した名著、複刊！
田口雅弘著 AS判・二四四頁・五二五〇円（税込）

●連帯運動期から体制転換期へという歴史的転換点に迫る！
ポランド体制転換論 システム崩壊と生成の政治経済学
ポーランド社会主義体制が崩壊し新たな自立の道を模索する過程（一九五〇～一九八九年）を現代経済史と政治経済学の視点で分析。
大久保武著 菊判・三三〇頁・四七二五〇円（税込）

日系人の労働市場とエスニシティ

地方工業都市に就労する日系ラジアル人
地方都市に就労する日系人労働者の存在を、労働市場分析とエスニシティ研究を統合させた視点で構造的・実態的に解明。
●本邦初訳出版……加盟国の批准は成功するか
小林勝監訳・解題・細井雅夫・村田雅威訳 AS四二〇頁・二九四〇円（税込）

欧州憲法条約

二〇〇四年二月に欧州連合官報に掲載された欧州憲法条約（全四四八条）の邦訳である。監訳者による機密な解説を付す。
（全四四八条）の邦訳である。監訳者による機密な解説を付す。

御茶の水書房 113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03(5684)0751
ホームページhttp://www.ochanomizushobo.co.jp/